

中間貯蔵施設環境安全委員会（第 29 回）

議 事 録

令和 8 年 3 月 30 日（月）

1. 開会

○事務局 これより第 29 回中間貯蔵施設環境安全委員会を開催させていただきます。初めに本委員会の委員長からご挨拶をお願いします。

○河津委員長 委員長の河津でございます。委員の方、また関係者の皆様には年度末押し迫った中ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

この環境安全委員会ですが、今回 29 回目ということです。第 1 回目が確か郡山で始まり、あれから 11 年程になります。その間、中間貯蔵施設についていろいろなことがありました。委員の方から厳しい指摘や厳しい意見もありました。それに対して環境省のほうも非常に誠実にお答えしてきたかなと思います。現在はある意味で落ち着いてきているということでもあります。搬入などについても大体大きなところは終わりましたが、特定帰還居住区域の除染などもあるということで、まだ搬入部分もあります。そういう意味では引き続き交通安全や輸送の状況などはしっかりやっていただきたいと考えています。

やはり今後の問題としては、この中間貯蔵施設に入っている、大体 1,400 万 m³ くらいのいわゆる再生利用の問題、減容化の問題、さらには県外搬出 2045 年に法律で定められているわけですので、それに向かって環境省のほうとしてはしっかりと努力していただきたいと思います。委員の方にはそれに向けて様々なご意見などをいただきながら、この事業を進めていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 事務局から本日の委員の出席の状況をご説明いたします。本日は 15 名の委員にご出席をいただいております。大熊町指名委員の吉田学様におかれましては、都合によりご欠席となっています。

マスコミの方にご案内します。これより先の撮影は事務局席より後方からの撮影でお願いします。それでは議事に移りますが、ここからの議事進行は河津委員長をお願いします。

2. 議題

○河津委員長 それでは議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。議題の 1 番、中間貯蔵施設に係る事業の実施状況について、環境省のほうからご説明をお願いいたします。

○鳥居（環境省） 環境省中間貯蔵総括課長の鳥居です。資料 1、中間貯蔵施設事業の状況等についてご説明いたします。

最初に事業の方針です。3 ページからが、来年度、令和 8 年度の中間貯蔵施設事業の方針で、今月 19 日に公表しています。こちらの総論はこれまでと同様ですが、安全を第一に、地域の理解を得ながら住民の帰還や生活に支障を及ぼさないよう事業を実施することとしています。輸送についてもこれまでと変えていません。仮置場を介さない直送も含め、特定帰還居住区域内などで発生した除染土壌等の搬入を安全かつ円滑に実施してまいります。

次の 4 ページは用地と施設です。用地について変更はありません。丁寧な説明を尽くしながら必要な用地取得を行ってまいります。施設については、新たな受入・分別施設について令和 8 年度中の稼働を目指すのに加えて、これまでの知見や除染の進捗などを踏まえた更なる施設整備の検討を進めます。詳細については後ほどご説明いたします。

続いて 5 ページが復興再生利用・県外最終処分です。こちらは昨年策定しましたロードマップなどを反映しています。1 ポツは前回と同じですが、2 ポツについては、地元の理解を得ながら、理解醸成の場としても活用しうる復興再生利用の案件創出、実用途における先行事例の創出に向けた検討を進めてまいります。また 3 ポツでは、県外最終処分に向けて、ロードマップで挙げられた項目である県外最終処分の管理終了、中間貯蔵施設内での取り出し・運搬、減容技術等の効率化・低コスト化、減容技術の組み合わせ、減容化後の処分方法、県外最終処分場に関する立地の技術的事項、最終処分対象物の放射能濃度と社会的受容性、地域とのコミュニケーションや地域共生の在り方、候補地選定のプロセスなどを検討することとしています。

次の 6 ページは理解醸成・情報発信です。こちらの 2 ポツでは中間貯蔵事業情報センターだけでなく、復興再生利用の現場なども有効活用することを追加しています。

7 ページには施設の図面を載せています。

以上が事業の方針で、次の 8 ページからは施設の整備です。9 ページ、10 ページについて変更はありません。

11 ページが土壌貯蔵施設の概要です。こちらは、貯蔵容量欄に※3 の注記がついた工区において、現行工事で堰堤の造成を進めることを予定しています。

次の 12 ページから 19 ページまでは、各工区の状況をそれぞれ載せています。内容の変更はありません。

20 ページが今後の受入・分別施設の設置についてです。現在、受入・分別施設については大熊町と双葉町で各 1 基、令和 8 年度中の稼働開始に向けて整備を進めています。これに加えて、特定帰還居住区域などの除染範囲が拡大しているということもありますので、そうした状況に対応しつつ、復興再生利用・県外最終処分に向けた取り組みを加速化するため、3 基目の受入・分別施設を整備し、令和 10 年度中に稼働開始することを目指しています。この予定地についてはこの下の地図中の赤いマークのある場所、大熊②工区の中継テント跡地を予定しています。

21 ページは現在整備中の 2 基の受入・分別施設の工事の概要ですが、こちらも前回ご説明した内容になります。この他、資料 2 の後に参考資料ということで別刷りのものを用意しています。表紙に「中間貯蔵施設による環境への影響の予測・評価について」とあるものになっています。大気質、騒音・振動、水質・底質、動物・植物及び生態系などの項目について評価をしたものになりますので、こちらも参考ということでご覧いただければと思います。

資料 1 の方に戻りまして、22 ページは中間貯蔵の容器残さ分別処理工事です。こちらも前回

ご説明した内容になりますが、破袋した容器の残さに付着した土石などを分別する工事ということで、この2月までに2,901 t の処理を行っています。

次の23 ページにこの施設の事故防止対策を掲載しています。これまでの発生した事故なども踏まえまして、出入口の開閉時に機械が緊急停止するインターロック機構など様々な対策を講じています。

次の24 ページからが仮設焼却施設と仮設灰処理施設の概要です。その次の25 ページに2月末までの処理量を記載しています。次の26 ページからが廃棄物貯蔵施設の概要で、こちらも同じく27 ページに2月末までの貯蔵量を記載しています。

次の28 ページからが輸送・道路交通対策です。29 ページに輸送の搬入量の推移について載せています。今年度は2月末までに18 万 m^3 、累積で1,426 万 m^3 の搬入を行っています。

30 ページには市町村別に今年度の予定量と実績量、来年度の予定量を載せています。今年度は合計264,000 m^3 を予定していたところ、2月末時点で180,295 m^3 の輸送をしています。来年度についてはトータル448,000 m^3 を予定しており、うち基幹輸送、仮置場などからの従来の形の輸送が176,000 m^3 、仮置場を介さない直送の形のものが272,000 m^3 を予定しています。

31 ページ、除去土壌等の種類と濃度の分布については、これまでと傾向など大きくは変わっていません。

32 ページから大熊町、双葉町それぞれの輸送ルートと道路交通対策を載せていますが、こちらもこれまでと変更はありません。

少し飛んで37 ページからが常磐道の交通状況です。こちらも、現在では一般車両に対して輸送車両が非常に少ない状況となっています。

40 ページからがモニタリング等の結果です。40 ページの下の方の四角囲みのところに概要をまとめていますが、双葉③工区の土壌貯蔵施設の地下水でダイオキシン類の基準超過がありました。こちら解析の結果、農薬由来と推定されています。それ以外のモニタリングについて基準超過等は確認されていません。こちらの詳細は別に添付していますのでそちらをご覧くださいければと思います。

50 ページ、51 ページが作業員の被ばく状況です。自主的な目安値というのが年間20 ミリシーベルトということですが、これを超えるような事例はなく、また99%の方は1日20 μSv 未満の被ばくとなっています。

次の52 ページが、前回ご報告した千代田テクノルによる放射線測定器等の不適切な対応についてです。こちらは株式会社千代田テクノルの特定の社員が放射線測定器等の校正を校正部門に作業依頼せず、自ら校正証明書および校正シールを偽造していたとの事案です。環境省関係では東京パワーテクノロジー株式会社が放射線測定等を行った業務において、この該当する機器が使われています。こちらについて、東京パワーテクノロジー株式会社から機器の使用状況および評価結果について報告がありました。報告内容についてはこの下半分のところに記載し

ていますが、不適切行為が行われた放射線測定器等が用いられた環境省業務等は 24 件であり、中間貯蔵施設関連業務、仮設焼却炉などの管理運營業務、除去土壌等の輸送などが含まれています。該当する機器はサーベイメータ、ダストサンプラー、粉じん計、積算型個人被ばく線量計であり、全ての機器の再校正および使用状況の確認などの結果、安全性に影響はなかったことを確認しています。このような不適切行為が長期にわたって継続されていたことは大変に遺憾であり、昨年 12 月 25 日付けで株式会社千代田テクノルに対する指名停止措置を行いました。また、関連業務等の受注事業者に対して、本事案に関する周知や注意喚起を行っています。

53 ページは中間貯蔵施設内におけるクマ対策です。最近、ツキノワグマが福島県内で増加傾向にあり、中間貯蔵施設内でも今年度は大熊町側で 2 件、双葉町側で 2 件、計 4 件の目撃情報がありました。必ずしもクマと特定されてはいませんが、クマを餌付かせない、居心地の良い環境を作らないという出没防止対策、クマとの遭遇を回避する人身被害防止対策を実施しています。具体的には、果樹の伐採や家屋周辺、道路沿いなどの除草、受注者等への鈴・ラジオの携行やクマ撃退スプレーの推奨などを行っています。また、中間貯蔵施設の見学者に対しても注意喚起や降車前のクラクション、バスから離れないような動線の制限など対策を行っています。

次の 54 ページからは県外最終処分の実現に向けた取り組みです。55 ページの基本的な考え方に変更はありません。2045 年 3 月までの県外最終処分を実現するため、全体の 4 分の 3 を占める 8,000Bq/kg 以下の除去土壌等は復興再生土として公共事業などで利用し、残りの 8,000Bq/kg を超える除去土壌等は減容等を図った上で県外最終処分としています。

次の 56 ページの再生利用等推進会議についても変わっていませんが、県外最終処分に向けた取組を段階的かつ確実に実施できるよう、今後も年 1 回程度開催し、進捗状況を継続的に確認することとしています。

57 ページからは昨年 8 月に決定したロードマップを再掲しています。57 ページが復興再生利用の推進、58 ページが県外最終処分に向けた検討、59 ページが理解醸成・リスクコミュニケーションです。こちらに従いまして、各種取り組みを進めてまいります。

次の 60 ページが昨年 9 月に設置した環境再生に関する技術等検討会です。第 1 回では復興再生利用に用いる除去土壌の呼称に関する検討などを行いました。資料には記載していませんが、この第 2 回を先週 27 日に開催しています。その中では、中間貯蔵施設に保管されている除去土壌の性状を把握するために行った土壌貯蔵施設でのボーリング調査や開削調査の結果などを報告しました。また、最終処分の管理終了や地域コミュニケーションに関する検討、全国を対象にした関心・認知度などのウェブアンケート結果などについてご説明しました。

61 ページからは中間貯蔵施設内で行っている道路盛土実証事業です。こちらは現在もモニタリングを継続しています。62 ページの空間線量率については施工前と同程度で引き続き推移し

ていて、次の 63 ページの浸透水中の放射能濃度は全て検出下限値未満となっています。64 ページに沈下量を載せていますが、こちらは改良土が 21 から 33 mm、未改良土が 53 から 66 mm となっています。

65 ページからが飯舘村長泥地区の環境再生事業です。4 工区については昨年 4 月に飯舘村や地権者に引き継いでおり、2、3 工区については覆土工事や暗きょ排水工事、環境モニタリングなどを実施しています。1 工区については現在設計中となっています。66 ページに 2 から 4 工区のモニタリングの結果を掲載しています。

67 ページの技術実証フィールドについては、県外最終処分に向けて、減容技術の効率化・低コスト化、減容化後の処分方法などについて実証試験などを継続しています。新規事業としては、除去土壌の土質調整や分級後細粒分の処分の実証試験などを予定しているほか、熔融スラグの地盤利用や環境への安全性などについての試験の方も継続しています。

68 ページは双葉側にある技術実証施設の内容です。こちらでも減容技術の組み合わせなどに関する実証試験を行っています。こちらは（1）から（3）にある飛灰の固型化や熱処理、洗浄方法などの試験を実施中です。

69 ページからが理解醸成に向けた取り組みです。イベントや現地見学、メディアとのタイアップ、除去土壌を用いた鉢植えの設置などを行っています。

70 ページがパネルディスカッションです。こちらは県外最終処分や復興再生利用について理解を深めるためということで、昨年福島県と東京都で行いましたが、今月は宮城県と埼玉県でも開催しています。パネリスト間だけでなく、参加者からの疑問や意見を集めて議論する形式としており、復興再生利用の必要性・安全性や説明の仕方、今後の進め方などを取り扱っています。これまで 240 名の方に参加いただき、70%以上の方が満足との回答をされています。

71 ページが霞が関の中央官庁で行なった復興再生利用の現場で、こちらでも理解醸成に活用しており、パネルの掲示や SNS の発信、関係大臣などの視察、来庁者への説明などを実施しています。

72 ページは現地見学の実施です。中間貯蔵施設や飯舘村長泥地区の環境再生事業について、一般向けの見学会や若い世代の方向けのツアーやワークショップなどを行っています。ホープツーリズムや福島第一原発の見学などの連携も行っています。

73 ページからは中間貯蔵施設の見学です。こちら右下のグラフの通り、新しい情報センターが 1 年前にオープンしてから視察者が大幅に増加しており、2 月末までで情報センターの来館者が 19,038 名、中間貯蔵施設の視察者が 8,539 名となっています。このほか、この情報センターについてはコンテンツの拡充などを行っています。

74 ページに見学後のアンケート結果を載せていますが、見学前に比べて復興再生利用の必要性に関する理解が進んでいます。先日の技術検討会で出したアンケートなどの結果でも、やはり現地見学会が他の取組みに比べて必要性、安全性への理解が高いとまとめられています。

75 ページが見学者の内訳です。右上に円グラフを載せていますが、20 代が一番多いという状況で、20 歳未満から 80 歳以上まで幅広い年代の方にご見学いただいています。右下の円グラフですが、7 割近くは県外の方で、特に東京都や神奈川県首都圏から多くいらっしやっています。その他、総理の視察や報道機関への公開、学生向けの見学などを行っています。

76 ページからは飯舘村長泥地区環境再生事業の広報です。こちらでも昨年 4 月に「ながどろひろば」がオープンし、2,700 名の方が来館されています。77 ページには長泥の一般見学会や視察などを掲載しています。大学生や高校生など若い世代の方にも多く見学いただいています。

最後の 78 ページはテレビ局とのタイアップということで、福島復興や県外最終処分等について北海道から九州まで全国のテレビ局で放映を行っています。また、YouTube での CM や YouTube チャンネルでの 30 分弱の番組などを放映しています。今月の 9 日からは、全国の空港や駅、首都圏の JR や地下鉄の電車ビジョンで 15 秒ほどの動画を放映しています。引き続きこうした取組により、全国的な認知度の向上を進めてまいります。説明は以上となります。

○河津委員長 ただ今の説明について質問のある方はお願いします。

○千葉委員 大熊町の千葉です。55 ページ、県外最終処分の実現に向けた取組というところで、31 ページの 93.8%が土ということで、道路盛土などで再生利用するにあたって改良土と未改良土というものが出てきますが、改良土にするためのコストは定量的に評価できているのかという疑問があります。含水比や粒度、材質など非常に細かく指定されていると思うのですが、除染で出た除去土壌は田んぼや畑の土をそのまま全部回収して保管しているわけで、それを改めて改良土とするためには、環境省として改良土を作る工場のようなものを今後中間貯蔵施設内に造る予定があるのかというのを聞きたいと思います。もう 1 点は、未改良土の実験をされているということは未改良土も使っていくということなのか。その 2 点をお伺いしたいです。

○清家（環境省） 中間貯蔵部の清家です。まず復興再生利用につきましては、先ほどご説明したロードマップに基づいて、当面 5 年間の取組ということで、まず総理大臣官邸での利用、それから中央省庁での利用を昨年進めました。次のステップとして、霞が関の中央省庁以外にある各省庁の庁舎などでの率先した事例の創出、さらにその先の実用途における先行事例の創出と、当面この段取りで進めていきたいと思っています。特に実用途における先行事例につきましては様々な可能性があると思っていますので、道路盛土実証や飯舘村長泥地区での実証の結果を踏まえて様々な可能性を追求していきたいと思っています。その際に土を改良する必要があるのかというのも用途の先に応じて決まってくるものだと思いますので、現時点では未改良のまま使える可能性も改良して使う可能性もあり得ると思っています。また、そのための施設整備が必要かどうかについても、現時点で具体的な予定はありませんが、用途に応じて施設整備が必要であれば検討する可能性はあるということだと思います。いずれにせよあらゆる可能性を追求していくということだと理解しています。

○千葉委員 分かりました。ただ、検討期間がずっと検討なんです。盛土で道路を造った実証も今まだ継続中とありますが、その検討期間というのはちゃんと時限を区切っていかなければならないと思います。先行事例として官邸や霞が関のそれぞれの省庁で使っている土が造園材として有効であるということが実証できれば、他の都道府県にお願いするにあたって、造園用、植栽用の土として使うのは有効だということを早々に発信してもいいのではないかと思います。確かに検証をしなければならない事例はたくさんあるかもしれませんが、ずっと検討、検討、検討で、時間軸がはっきりしないですね。このように使えますよというのを早くアナウンスして、手を挙げてくれる自治体をお願いするべきだと思います。2030 年や 35 年に検討が終わったとしても、今の自治体のやり方だと 5 年先、10 年先の計画を議会にかけて、それで了解を得て実施するわけであって、検討が終わって実証実験できたので翌年すぐに使ってくださいということでは反感を呼ぶと思いますので、「今使える用途としてはこういうのがありますよ。」というのを積極的にアナウンスすることが必要ではないかと思います。

○清家（環境省） ご指摘のとおり、環境省が検討した内容は積極的にアナウンスや説明あるいは PR していく必要があると思っています。飯舘村長泥地区の環境再生事業の実証結果も 65 ページ、66 ページに記載していますが、例えば水田試験などで放射性セシウムが食品の基準を下回っていることや、空間線量や河川の放射能濃度などいずれも特に問題がなかったという結果などはしっかり発信していきたいと思っています。57 ページのロードマップでは 2030 年頃までに三つのステップを経たうえで県外最終処分の実現に向けて実用途における復興再生利用の目途を立てるというのを目指す姿として記載しているので、検討にとどまらず、こうした具体的な事例の創出をしっかりと進めていく必要があると認識しています。

○千葉委員 これから南海トラフ、首都直下型地震があり、ハード面の対策として防潮堤や護岸整備に非常に力を入れていくと思われるので、是非セシウム 137 を含んでいる土を、安全か安全じゃないかは別として、防潮堤の裏込め材や防潮堤の下部層として積極的に使ってはどうかと思いますが、そういうアナウンスをしていく可能性はあるのでしょうか。

○清家（環境省） 現時点ではあらゆる可能性を追求していくと先ほど申し上げたとおりではありますが、おっしゃっていただいた可能性も含めて検討していきたいと思っています。まずはご意見、ご指摘として受け止めさせていただくということでご理解いただければと思います。

○河津委員長 検討という言葉が多いということが少し見られる場合がありますので、実際に実施して、それを展開していくということを是非具体的に考えてもらいたいです。

○渡部委員 双葉町の渡部といいます。1 時間 30 分予定の会議でこれだけのボリュームを説明していただくには今ぐらいのスピードでやっていただかないと間に合わないのですが、できれば資料を事前に配布していただけると確認や要望を伝えることができると思うので、そのようにしていただければありがたいです。

もう 1 点、30 ページの 2025 年度と 2026 年度の中間貯蔵施設への搬入量ということで、2025

年度の双葉町の例で挙げますと、なぜ 78,000 m³を予定していたにも関わらず 23,953 m³にとどまったのか。南相馬、富岡、浪江、飯舘は予定よりも多めに搬入しているにもかかわらず、大熊町は約半分、双葉町に限っては 3 分の 1 の搬入量となっているのはどういうことか。また、次年度は 144,000 m³という量が見込まれていますが、これが現実にできるのかどうかという点を確認したいと思います。

○清家（環境省） 1 点目の資料の送付については、後ほどまた確認させていただきます。いずれにせよ事前にお送りするようにさせていただければと思います。2 点目の 30 ページ目の輸送について、まず令和 7 年度、輸送予定量に達していない原因ですが、この括弧内に基幹輸送と直送と分けて記載をしています。仮置場を介している基幹輸送については、2025 年度輸送予定量 10,000 に対して 10,872 m³ということで目標量を達成していますが、一方で仮置場を介さずに除染の現場から直接中間貯蔵に輸送する直送が目標に届いていないというのが現状です。この直送は 2025 年度から具体的に始めていまして、オペレーションを今確認しながら進めているところですが、実際除染の現場で大量に草木が生い茂っていて、表土の剥ぎ取りを行う前に伐採や集約、運搬などの作業が発生していることによって、やや除染が遅れていることなどが原因として考えられます。いずれにせよこの 2025 年度の輸送予定量については、工事を繰り越すことなどにより、予定量が直送についても達成できるように工事を進めていきたいと思っています。今年度直送を実施してみた結果を踏まえて、2026 年度はこの輸送予定量に達するように、特定帰還居住区域の除染、あるいはそこからの直送、いずれもしっかりやっていくということでご理解いただければと思います。

○渡部委員 双葉町にとっても大熊町にとっても、復興する上で除染していただくということが一番復興を早めるための手段だと思いますので、予定量をクリアできるようによろしくお願いします。

○清家（環境省） ご指摘を踏まえてしっかりとやっていきたいと思っていますし、直送を進めることによって仮置場の返地もできる限り早くやっていきたいと思っています。

○河津委員長 資料の事前送付については、確かかなり前から事前送付するという話になっていたはずですので、そこをもう一度確認していただいて。当日変更ということもあるかもしれませんが、現時点での資料ということなるべく早く委員方に見てもらうことが必要だと思いますので、ぜひその辺をお願いしたいです。

○清家（環境省） 承知しました。

○河津委員長 ほかにいかがでしょうか。

○新保委員 大熊町の新保です。1 点目は 20 ページの受入・分別施設の話です。令和 8 年度内の稼働開始に向けて整備を進めているということですが、徐々に稼働するようになるので、工事の従業者、作業員も結構入れ替わっていると思います。これまでも受入・分別のところいろんな事故が起こっていたと認識していますので、是非これまでの知見を活用して、最初から

事故が起きないようにハード整備、インターロックを付けるなどいろいろあると思いますが、そういう思想のもとに整備を進めていただければと思っています。

もう1点は理解醸成の部分です。先日も報道で県外での認知度は相変わらず2割程度というアンケート結果が報道されていましたが、やはり幅広い対象への理解醸成を進めるということが重要だと思っています。ただ一方で、ただ闇雲に広い層にやってもなかなか先に進まないのかなとも思います。例えば全国の自治体の首長、議員など、ターゲットを絞って実際に来てもらうという動きも有効なのではないかと思っています。県内の市町村長に来てもらうという動きは取り組んでいたかと思うのですが、ぜひそれを今後県外にまで広げていくべきではないかと思うので、そのあたりの今後の予定などあればお聞かせください。

○木住野（環境省） 浜通り事務所中間貯蔵施設整備推進課長の木住野と申します。受入・分別施設は現在設計中ですが、過去発生した事故を踏まえてインターロック機構あるいは稼働部へのカメラの事前の仕込み、それからベルトコンベアに緊急停止装置を設置するなどの配慮をしています。過去の事故で発生した再発防止策を網羅的に反映できるように取り組んでまいりたいと思っています。

○坂口（環境省） 県外の話ということですが、今年度東京事務所長にも来ていただいて、現場を見ていただくことで理解が非常に進むというご意見をいただいています。今後まずは行政担当者の方に広げていくなど、ご指摘を踏まえた対応を強化していきたいと考えています。中間貯蔵の情報センターのほうでも運営計画というのが今年度から進んでいますので、その中で次年度からターゲット層を考えながら内容や構成を今後検討していきたいと考えているところなので、ご助言を踏まえて対応していきたいと思います。

○河津委員長 是非着実に対処といいますか、考えていただければと思います。

○森委員 双葉町副町長の森です。私からは1点目、県外最終処分の実現に向けた取組についてです。昨年8月にロードマップが示され、その後総理官邸や中央省庁において再生利用が実施されたということで、一定の前進だと捉えています。今後どこでどのように再生利用を拡大するのか、最終処分先を選定するのかというところは十分に具現化されてないというのが正直な印象です。前提となる理解醸成が十分に進んでいないというのが大きいと感じている。先ほど新保副町長からもお話があったとおりだが、立地町としては、県外最終処分が本当に2045年3月にできるかという危機感が拭えないというのが現状です。そのため、まずはスピード感を持って実用途における再生利用へ波及させていただきたい。2点目が、県外最終処分の候補地選定をできる限り前倒しで進めていただく。これが具現化しないとどうしても先に進んでいけないというところです。3点目としては、これらを実現するためにはさらに理解醸成に力を入れていただくべきであり、その理解醸成がない前提では最終処分は進まないということになると思いますので、この3点を強く要望させていただきたいと思います。

○安陪（環境省） 環境再生・資源循環局の安陪です。地元の皆さまが最終処分実現に向けた

不安を抱かれているということは真摯に受け止めておりまして、その点について改めてお詫び申し上げます。ご指摘いただいた復興再生利用、県外最終処分、理解醸成、いずれについても待ったなしの状況だと認識しています。ロードマップでは必ずしも 100%具体化できていないというご指摘も深く受け止めておりまして、毎年着実に取組を進めていきつつ、できるだけ早く良い姿を見せられるように取り組みたいと考えています。

○河津委員長 是非よろしくお願ひしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。また最後に全般を通してということもありますので、何か気が付いたことがあったらその場でまたご意見をいただければと思います。

○河津委員長 それでは続きまして、(2)の中間貯蔵施設事業において発生した事例と対応についてということで、環境省から説明をお願いいたします。

○木住野（環境省） 資料2に沿って、令和7年10月1日から令和8年3月27日まで約6か月間の事例についてご説明させていただきます。資料2の2ページ目は県内仮置場から中間貯蔵施設への除去土壌輸送初期からの事故発生件数の推移を示したものです。右の円グラフは前年度と今年度の事故件数内訳を示したものです。今年度も8件の事故が発生しており、地域の方々に不安を与えてしまいました。お詫びいたします。

3 ページ目は浜通り事務所で今年度掲げている事故防止目標及び重点対策の概要です。安全意識の向上、基本に忠実な安全行動の徹底をキーワードとしつつ、重機・機械周り、墜落・転落、転倒、荷役、安全輸送、交通事故、職場環境づくりの6本柱を掲げています。本旨により、受注者一人一人に安全意識、安全対策が浸透するよう取り組んでいるところです。

4 ページ目はそのような中で今期発生した事故の一覧です。前回の環境安全委員会で報告させていただいた以降、1件の事故が発生しています。

5 ページ目はその事故の概要となります。本年3月12日、大熊町中央台の家屋解体現場で作業員が階段を降下中バランスを崩し、転倒を避けるため地上から6、7段目よりジャンプ。着地の際に踵を骨折したという事故です。発生原因はとび工である被災者が階段昇降に慣れており足下への注意が疎かになっていたこと、階段の蹴上が通常よりも高くバランスを崩しやすかったことによります。再発防止策として、現地危険予知活動の強化、全員でリスクの洗い出しをする、階段昇降時に手すりを掴むなどなどの徹底をすることとしました。

6 ページ目からは安全対策の取り組みのご報告となります。6 ページ目は類似事故の再発防止、安全意識を問われるような事故防止のため、今期特に強く意識して取り組んだ事項となります。発注側において伝えるべき時にしっかり伝わるよう伝えることを意識し、1 ポツ目、3 ページ目の今期目標・重点対策を月例会議などの都度繰り返し周知をする。2 ポツ目、事故発生情報を当日から翌日に全受注者に周知、類似事故の予防を意識づける。3 ポツ目、過去の事例に基づく重要な教訓、反省を集約した「場面別再発防止チェックシート」の作成、現場での積極活

用の呼びかけ。4 ポツ目、工事の進捗、季節気象に応じた声かけ、注意喚起を発注者から積極的に実施。以上となります。受発注者一丸となって高い安全意識を浸透させ、重大事故、類似事故のほか、安全意識が問われるような事故ゼロを達成できるよう取り組んでまいります。

7 ページ目から 11 ページ目は、従前から継続して実施している研修、協議会、パトロールなどについての資料となっています。

7 ページ目は全作業員に受講を義務付けている作業員安全研修の状況です。この場において、近年の事故の傾向と対策、過去の重大事故などについて指導、教育してまいります。

8 ページ目は輸送車両の全運転者及び受注者職員を対象に実施している新任・現任運転者研修の状況です。輸送事故発生時の緊急対応マニュアルの周知、緊急時の通報訓練なども実施しています。

9 ページ目は工事受注者間で設置している中間貯蔵工事等安全協議会での取組、下段が富岡労働基準監督署主催の労働災害防止協議会への参加の状況、10 ページ目が安全パトロールの実施状況、11 ページ目が優良ドライバー表彰制度の説明となっております。研修会議を通じて、これまでの事例を踏まえた再発防止策、本事業における安全確保の意義、ルール順守の重要性などについて周知・指導を行い、パトロールを通じて履行状況の確認、現場の改善指導に取り組んでいく予定です。

説明は以上となります。

○河津委員長 ただ今の説明に関してご質問、ご意見などあればお願いいたします。

○廣嶋委員 大熊町の廣嶋です。今回事故があまりなかったというところは大変良いことだと思うのですが、このようにある程度事故がなくなってきた時にまた同じような事故や確認不足等々が発生してくると思いますので、できれば各種講習会、研修会の際に各担当者、運転手の皆様に「いろいろなところで見られている」という意識付けをしっかりといただければと思います。

○木住野（環境省） 地域の方々から輸送車両のスピードの出し過ぎや、運転が荒いといったご連絡をいただくこともあります。そういった情報が届くということを具体的に作業員の方に伝えつつ、地域の方が中間貯蔵事業を見てくださいっているということをしっかり意識付けしていきたいと思います。

○河津委員長 中間貯蔵に限らず環境省はいろいろなところで事業を行っており、その都度事故があった場合には水平展開するということを言われていますので、環境省のほうで引き続きそういうことを考えていただければと思います。

○藤本委員 双葉町建設課長の藤本です。ただ今のご意見と被るところもありますが、事故について要望を 1 つ。事故の発生件数が減少傾向にあり、令和 7 年度の発生件数が過去最も少なかったことに対しては一定の評価をしています。来年度、受入・分別施設を稼働する予定となっていますが、過去にも受入・分別施設で重大な事故が起こっているため、今一度再発防止対

策などを事業全体で進めていただきたいと切に要望いたします。

○木住野（環境省） 工事量の多い少ないにかかわらず、事故ゼロを目指してしっかり現場のパトロール、現場の指導、安全意識を高い水準で保つといったところに取り組んでまいりたいと思います。

○河津委員長 どうしても慣れてくると緊張感が欠けてくるというのがありますので、その辺は再度初心に帰って事故ゼロを目指して頑張っていただければと思います。

○千葉委員 大熊町の千葉です。これは大熊町独特かと思うのですが、町道東 67 号線という道路が開通して、川内の方から県道 36 号線を通して大熊町の町道東 67 号線を通して、国道 6 号線に出て坂を上がって右折して、中間貯蔵施設に入るというトラックが通勤時間帯でかなり多く、そういう車が右折レーンのかなり手前から反対車線を走るという事例を東京電力に勤めている職員が見ています。確かに事故には至っていないにしても、今後直送する台数が増えるのであれば、交通マナーや交通ルール違反による接触事故などが予見されるので、来年度直送件数を増やすというのであれば、一般的な交通ルールをしっかりと周知していただきたいと思います。現場の管理者の方は早朝の通勤帯でよく現場を見てしっかりと注意喚起していただきたいと思います。

○木住野（環境省） ご指摘の件、私どもも現場に監視員を立てて状況をチェックいたしました。月曜日の 7 時から 8 時半まで、東大和久交差点の所で交通の状況を確認しましたが、その範囲においてはご指摘のような状況はなかったということでした。一方で、見ていない時間帯にこういった懸念もあるということなので、福島地方環境事務所の工事の全受注者に対して、そのような指摘があり、交通ルールをしっかりと守って安全運転をするようにという注意喚起を行ったところです。

○河津委員長 ほかにいかがでしょうか。それではまた全体が終わってからご意見などあればということで、次に進めさせていただきます。

○河津委員長 それでは、(3) 福島県等が実施した令和 7 年度中間貯蔵施設における状況確認等の結果についてということで、県のほうでお願いいたします。

○中馬（福島県） 中間貯蔵除染対策課の中馬です。資料 3 については私からご報告いたします。今年度、中間貯蔵施設において行った状況確認とモニタリングについてご説明します。

初めが状況確認についてです。安全協定に基づき、施設の周辺地域の安全の確保について確認することを目的として、放射性物質汚染対処特措法に基づく除去土壌処理基準等への適合状況や中間貯蔵施設に係る指針の順守状況を確認しています。

1 ページが施設の状況確認についてまとめたものですが、今年度は 4 月 24 日から 12 月 15 日まで、土壌貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設、抽出による保管場 6 か所、容器残さ分別処理施設、減容化施設を確認しました。県、大熊町、双葉町の合同で行うことを基本として、作業の安全

性、除去土壌等の飛散流出防止対策、施設の維持管理状況、施設の点検記録、モニタリング実施状況及び結果を現地での目視確認と書類によって確認しています。

2 ページは除去土壌の輸送に係る状況確認についてまとめたものです。目的と確認内容は施設のものと同じですが、今年度は8月6日から2月10日までで、中間貯蔵施設への搬入状況と除去土壌の再生利用時の中間貯蔵施設からの搬出作業について確認を行いました。積込場は搬出元である飯舘村、富岡町、浪江町、南相馬市、双葉町、大熊町の積込場での作業、それから大熊町、双葉町の除染現場からの直送について確認をしました。こちらも県と大熊町、双葉町の合同で行うことを基本として、除去土壌をトラックに積み込む際の安全性や袋詰め状況、シートがけの状況など、除去土壌の飛散流出防止対策、輸送時の事故時対応資機材の携行状況、契約関係の書面や事故時等の対応に関する書面の備え付け状況を確認しました。

3 ページです。これらの確認の結果、関係法令等に基づき事業が適正に実施されていることをおおむね確認できましたが、5点について対応を求めました。まず1つ目が、大森仮設灰保管施設aでの状況確認時ですが、特定廃棄物の保管場所であることを表示した掲示板が設置されていなかったため、設置するよう求め、4月24日に改善を確認しています。2つ目が、容器残さ分別処理施設において、適用される処理基準を明確にするため、処理対象物である除去土壌が付着した容器残さの法令上の扱いの整理を求め、現在、環境省において確認・整理中です。3つ目が富岡町の深谷国有林仮置場、浪江町の大堀仮置場からの輸送の状況確認時に、除去土壌取扱い時の注意事項を記載した書面が運搬車両へ備え付けてあることを確認できなかったため、備え付けを求めました。9月1日に改善を確認しています。4つ目が中間貯蔵施設からの搬出作業の状況確認時、運搬の再委託に係る書面が運搬車に備え付けられていなかったため、備え付けるよう求め、9月19日に改善を確認しています。5つ目が大熊町の中央台仮置場からの搬出作業の確認時に、除去土壌の事故時に除去土壌が飛散流出した際の対応について記載した書面が運搬車に備え付けられていなかったため、備え付けるよう求めました。2月10日に改善を確認しています。

4 ページは環境モニタリングについてです。こちらも安全協定に基づき、施設の周辺地域の安全の確保について確認することを目的として、中間貯蔵施設に係る指針の順守状況を確認しています。今年度は4月から2月に計44回を行い、中間貯蔵施設内の各施設のほか、放流先河川等周辺河川の調査を行いました。調査項目は、空間線量率、大気浮遊じん、地下水、雨水、土壌貯蔵施設水処理施設からの放流水、河川水質、河川底質の放射能濃度、廃棄物貯蔵施設の地下水、土壌貯蔵施設水処理施設の放流水の有害物質等を調査しました。その結果、空間線量率については変化がないこと、放射能濃度について不検出またはこれまでの結果と同程度であったこと、有害物質等については不検出または基準値以下であることを確認しました。詳しくは資料3別添に記載しています。これらの結果から周辺環境への影響は確認されませんでした。県では今後も大熊町、双葉町と協力して状況確認とモニタリングを進め、中間貯蔵施設周辺地

域の安全の確保について確認してまいります。以上です。

○河津委員長 ただ今の説明に関してですが、状況確認の中で改善確認日と対応要求日が逆だったが、これは表の通りということよろしいですか。

○中馬（福島県） 失礼しました。説明では改善確認日として対応要求の日付を言ってしまいましたが、正しくは資料のとおりの日付けで改善を確認しています。

○河津委員長 ということで、何かご質問などございましたら。これについて、協定に基づいて地元の自治体が実際に立ち入り調査をして確認するということでの結果の発表です。

○鶴巻委員 福島県の間間貯蔵・除染対策課長の鶴巻でございます。ただいま確認結果の説明をいたしました。1点追加で報告をさせていただきたいと思います。3ページの輸送の状況確認の一番上、「除去土壌取り扱い時の注意事項を記載した書面の運搬車への備え付けを確認できなかったため、運転手が常に確認できるよう備え付けを求めた。」というのがどういうことかということ、我々のほうで現場の確認をさせていただいた時に、いわゆる受検者、つまり環境省が備え付けていることを証明できなかったということです。後日になって「実はあの時車の中にあったんですよ。」という話がありましたが、運転手は除去土壌の取り扱いの専門家ではないので、注意事項をすぐに確認できるようにしておかなければならない。それが椅子の後ろにあったということで、車の中にはあったけれども確認はできなかったという評価をさせていただいたところです。先ほど資料2でも安全対策の意義の徹底をやっているとおっしゃったわけですが、見えるところになれば意味がないので、安全対策の意義の徹底をよろしくお願いしたいと思います。事故に対しては非常に関心が高いことだと思います。県外最終処分理解醸成という話も出ている中で、一度大きな事故が起こってしまうと要らぬ風評を招く可能性もあるので、やはりこういう取組については慎重に対応をお願いしたいと思います。

○木住野（環境省） 携行書類の不備については基本的な事項ですので、再発しないようにしっかり指導してまいりたいと思います。

○河津委員長 携行の中身が分からなくてただ置いてあるという話では決してないと思いますので、ちゃんと中身を理解するようにご指導いただければと思います。

○河津委員長 それでは今までの資料全体を含めて何かございましたら。

○大須賀委員 双葉町の大須賀です。資料1の62ページの盛土の実証事業の盛土上の測定結果の方で、施工前と施工後でほとんど変わらないのですが、多少上がっているのがあります。断面とかイメージは、この真ん中の左側の施工時のイメージでいいのでしょうか。盛土上に施工後アスファルトを敷いたのではなくて、裸のままを測定しているのでしょうか。

○河津委員長 この図の説明をお願いいたします。

○土田（環境省） 管理課長の土田です。測定データ2つございます。61ページのほうを見ていただくと、どんな断面になっているかというのがあります。この61ページのイメージでい

うとピンク色の覆土の外側のところ、62 ページの図でいうと赤のドットがついているところで測っているのが上のグラフになります。こちらはほとんど線量に変化がないことを示しています。「(盛土上 1m) 3 か所」と書いてある下のグラフのほうですが、こちらは 62 ページのイラストでいうと黄色い土壌の直上で測っています。埋め立てをしている最中は特に覆土などを行っているわけではないので、除去土壌に含まれている放射性物質からくる放射線を測定しているというのが、この 62 ページの下の方の黄色い線の線量が高くなっているところになります。その後、覆土などの措置やアスファルトの設置などを行うと、工事前とほぼ同様の水準になっていることを表しているグラフです。

○大須賀委員 除去土壌の上にアスファルトなどを設置しているということですが、そうすると施工後は普通アスファルトが遮蔽して施工前より線量が低くなるのではないですか。なおかつ 3 年間ぐらい測っているので自然に減衰もしていくと思うのですが、このデータを見ると、施工前がコンマ 21 からコンマ 24 で、施工後はコンマ 20 からコンマ 28 と、若干高くなっています。

○土田（環境省） 施工前ですが、こちらの場所はもともと我々が保管場として使っていたところで、まずその土地を均してアスファルトを整地して保管場として利用するという状況になっていました。したがってこの盛土実証事業を始める前からアスファルト舗装された状態になっており、そういう意味ではいろいろ盛ったので最終的に線量が低くなるということではなく、事業開始前から既にある程度線量が低減された状態にあったということです。そこに除去土壌を持ってきたので一度このグラフのように高くなって、その上にアスファルトの敷設や路床盛土などを実施したことによって元と同じような水準に戻っているということです。確かに自然減衰もありますので、厳密に言えば少しずつ線量が下がってくるというのはおっしゃるとおりだと思います。これを見ると線量がほぼ横ばいになっていますが、実証の場所は常に巡視点検などをしており、例えば除去土壌が少しずつ漏れ出したりすることによってその線量が乗っているといったことでは決してありません。事故から一定の月日経っているため単純に自然減衰による線量の低減が以前に比べて鈍くなっているという、そういった理解かと思います。

○河津委員長 データが 0.1、0.2 などだいぶ低いところで動いている。この程度ですと 30 年の半減期の中ではなかなか難しいと思います。それぐらいの非常に低レベルな範囲であると。ただ、やはりどうなるかというのは見ていく必要があると思いますので、その辺は環境省にしっかり見ていただければと思います。

○角田委員 資料 1 の 60 ページ、環境再生に関する技術検討会というのが昨年設置をされて、第 1 回での検討内容が紹介されていますが、先週の金曜日に第 2 回の検討会が開かれているので、この時の検討の内容などをご紹介いただくことは可能でしょうか。

○安陪（環境省） 先週金曜日に第 2 回の検討会を開催したところです。議題としては復興再

生利用、県外最終処分、理解醸成の三つが主でして、復興再生利用については昨年秋頃に行った霞が関の中央官庁の復興再生利用のモニタリングの結果の状況と、今後復興再生利用をしていくにあたって、まずは中間貯蔵施設に保管されている土壌の性質を現状把握することが必要だということで、ボーリングや開削調査を行った結果についてまとめてご報告したところです。県外最終処分については、最終処分場についてもモニタリングといった維持管理措置が必要になってくると考えていますが、放射性物質が減っていくについていつかは管理が終わるという管理の終了についての考え方の議論、また最終処分場を選定していくにあたっての地域とのコミュニケーションに関する検討事項などの論点を整理したところです。理解醸成については、全国的なウェブでの認識調査の結果について報告してご意見をいただいたところです。引き続き専門的な知見をお持ちの皆様からご意見をいただいて検討を着実に進めてまいりたいと考えています。

○角田委員 YouTube で拝聴をさせていただいておりました。いろいろ調査なり検討事項を進めるということでお話があったのですが、資料1の58ページのロードマップで県外最終処分に向けた検討を5年間進める。今後5年間でやるのがチャート的に書いてあるということで、その左から2列目の新たな有識者会議の設置というのが今回ご説明いただいた技術検討会になります。この中で、例えば1つ目の県外最終処分の管理終了の検討、2つ目の運搬・取り出しのための検討ということで、段階的に進めていかれるという説明を受けていますが、拝聴をしていた率直な感想としては、検討、検討、検討が多いなということです。県外最終処分まで残り19年、さらにロードマップでいうと残り4年になるということで、そのあたりのスピードを上げていかないと出来るだけ早期にという話が進まないのかなというのが正直思ったところでした。技術検討会の中で手順を追って確実に進めていくということは理解するのですが、このところの検討を進めていってほしいというのが検討会を拝聴した感想です。

それからもう一つ、資料2の5ページで事故があったということで、今回怪我をされた方は7ページでご紹介のあった全ての作業員を対象にした研修を受講されていたのでしょうか。

○木住野（環境省） 5ページの被災された方は7ページの作業員安全研修は受講前でした。全作業員への受講を義務付けということですが、作業員が一番集まる時期に実施することが多いので、まだこの方については受講前でした。その一方で、契約直後に新規受注者ガイダンスというものを各社に実施していきまして、その中で基本的な安全に関する指導事項は伝達しており、会社を通じて作業員にも教育で伝達されているということまでは確認しています。

○角田委員 対策を取るということは良いことですし、事故を減らしてきていると思うのですが、実際事故が起きた時にそれがなぜ起こったのかというところは遡ってフィードバックして確認する必要があると思います。開催時期がどうしても限られてしまうというのは仕方ないことだと思いますが、受注者研修が本当に受注者に効果のある形で行われているものなのかというところは再度ご確認いただければと思います。皆さんプライドを持って仕事されています

が、そのプライドの中に事故が起きるような面というのはどうしても入ってきてしまうので、引き続き事故防止に向けた取組をよろしくお願いします。

○河津委員長 あとはスケジュール的には、皆さんが感じていると思いますが、やはり実際に動いていくというのが見えていかないとなかなか理解できない部分はあると思いますので、ぜひ環境省にはスピード感を持って対応していただければと思っています。他にいかがでしょうか。

○千葉委員 68 ページの、分級して細粒化して熱処理して、最終的に飛灰洗浄・吸着処理とあります。以前現場を見させてもらった時に 10 万 Bq とかそれ以上まで洗浄して濃縮すると線量が上がるというのはお伺いしているのですが、双葉町にあるその 1 飛灰、その 2 飛灰等で、実際にどれぐらいの濃縮がされているのか、現状どれぐらいの進捗で濃縮できているのかというのを、もし問題なければ教えていただきたいと思います。

○安陪（環境省） 飛灰洗浄という減容化技術の単独の評価については、昨年末の段階で個別の評価を公表していきまして、飛灰を洗う前と洗った後では、概ね 97 パーセントぐらいが濃縮されるという結果が出ています。ただ今後、68 ページにお示ししているように洗った後の残ったものを濃縮というよりも、いかに安定化させて廃棄処分できるかという技術を引き続き検討しているという段階ですし、この前のページにもあった通り、分級・熱処理・飛灰洗浄それぞれの技術については昨年まででかなり検討を進めたのですが、組み合わせていった時についてはまだ少し検討課題があるということで、こういった検討課題については引き続き実証などを行って進めたいと考えています。

○千葉委員 具体的にいつ頃を目途にそういった検討をされるのかというのが大事なところで、広く薄くできるのか、それとも濃縮して局所的に高線量の状態にするのかという方針も目途がないです。8,000Bq 以下だけの話ではないと思うので、そこについて目途があれば教えてください。

○安陪（環境省） 58 ページのロードマップでお示ししているところではありますが、減容化技術については、4 つ目の矢印にある減容技術の効率化・低コスト化に向けた技術開発や、5 つ目の矢印にある技術の組み合わせ、こういったものの中に入ってくる検討課題だと思っています。2030 年頃までの最終処分シナリオの具体化というところで、この矢印が真ん中あたりに引かれているので、この 5 年間の中でも優先的に検討していくことが必要だと考えています。今ご指摘の処分場を受け入れていただく受け入れ先の心象というものもあると思っていまして、下から三つ目の矢印の県外最終処分対象物の放射能濃度と社会的受容性に関する検討、つまり濃くすれば濃くするほど受け入れにくくなる可能性もあるという研究もあるので、こういったことも合わせながら、どういったところが最適かというのを検討していきたいと考えています。

○千葉委員 2030 年頃に全項目が完了して全ステップが終了する、ノンスケで 5 年後全部集大成できるのでしょうか。段階的にターゲットを決めていかなければ次に進まないと思います。

減容技術の技術開発の最終年度は 2030 年ですが、技術開発の下に社会的受容性に対する検討があるということは、同時進行はできないわけです。できればこの次の会議までに具体的な順番などの目途を決めていただかないと、我々も町民に対して 2030 年としか言えないのです。いつ頃までにこういう方針を決めるということで動いているというのもアナウンスしなければならぬのですが、今の話だと 2030 年まで余計な口出しするなというのと同じではないですか。目途を定めるというのは非常に大事なことで、しっかりと環境省内でもクリティカルパスを作っていたいただかないと、我々も町民にどう説明していいか分からない。2030 年になって結果が出て、それから 15 年で全部搬出できるのかといったらクエスチョンマークなので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。

○安陪（環境省） まさに県外最終処分に向けた道筋へのご不安ということだと受け止めています。それについては、この検討課題が単調に進められていくようなものではなくて、一つ一つ着実に検討していきながら、スピード感を持ってお示ししていくことに尽きると考えています。引き続き検討を速やかに進めつつ、その結果をお示ししていきながら進めてまいりたいと考えています。

○河津委員長 やはり具体的に何々やったということでないといふことが理解できない部分があると思います。例えば前回の資料にも、シナリオが 1 から 4 まであります。どこまでやることによってどのくらいの量ができるか、それをどういうふうに進めていこうとしているのかということ、環境省の中でも対外的にもどう説明するのか。どういうふうに進捗するかということを出してもらえれば、まだ理解がしやすいと思います。ただシナリオが 4 つありますよというだけではなかなか理解しにくい。やはり地元が一番大変だと思います。地元の議会や住民含めて一番の関心事でもありますので、その辺は是非具体性を持って話していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。それではありがとうございました。ぜひ環境省におかれましては、各委員の地元を考えている気持ちをしっかりと受け取っていただいて、どういうふうに進めるかということのをきちんと説明しなくてはいけない部分もあるので、是非その辺は説明しやすい形で資料なども考えていただければと思います。

それではこれもちまして環境安全委員会の議事を終了します。

以上